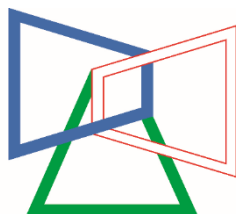


展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

2020 年 6 月 10 日



Japan Exhibition Association
一般社団法人 **日本展示会協会**

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、展示会・見本市及び付帯イベントにおける新型コロナウイルス感染拡大予防策として実施すべき基本的事項を具体的に整理したものである。

今後しばらくの間新型コロナウイルスとの共生が不可避と見られる状況下において、感染リスクを最小限にとどめながら経済を動かしていく必要がある。大きな経済効果を生み出す展示会においても、しっかりとした感染防止策を実施しながら展示会を開催することで経済に貢献すべきであると考ええる。

本ガイドラインでは、提言4.4.(1)「感染拡大を予防する新しい生活様式について」、(「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して(令和2年5月4日付事務連絡)(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)」を参考に、場面ごとに展示会に関わる主催者、会場、展示会支援企業、出展者及び来場者が一体となり感染防止策を施すために纏めたものである。本ガイドラインは、感染をゼロにできるものではなく、感染リスクを低下させるためのものである。

展示会に関わる主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業、出展者及び来場者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインを踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態、開催地の都道府県の意見も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。この際、「移行期間における都道府県の対応について」(令和2年5月25日事務連絡)において、移行期間(7月31日迄)に、感染の状況を確認しつつ段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされていることを踏まえ、展示会においても段階的に開催規模等の活動レベルを引き上げていくこととする。

本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の意見等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。改定し、状況に合わせた感染防止対策を推奨することで展示会が継続的に開催できるよう努める。

2 用語説明

会場管理・運営者：展示会を主催する会社・団体などに場所を貸す展示場・イベントスペース・会議場等

主催者：展示会を主催・運営する会社・団体

出展者：展示会にブースを構えて参加する企業・団体

来場者：展示会に視察・買付を目的に来場する個人

来館者：主催者・会場・ブース施工・出展者・来場者など展示ホールに入館する人

支援企業：主催者、出展者のブース工事・備品レンタル・スタッフ派遣・警備・ケータリング等サービスを提供する企業

ブース：出展者が展示を行うエリア。小間ともいう

搬入日：主催者、出展者が展示会の受付、各社ブースなどの準備を行う日。通常開催前2～3日

搬出日/撤去日：展示会閉幕後の主催者、出展者が展示物の搬出・片付け・清掃等を行う日。今日では、通常開催最終日の夕方から会場への返却期限時刻までの数時間に行う即日撤去が多い

高頻度接触部位：テーブル・椅子の背もたれやドアノブ等の頻繁に人の手が触れる部分

3 展示会の特徴

展示会の特徴の1つとして、主催者や共催者、会場管理運営者に加え、会場・施工や警備・清掃・ケータリング・スタッフ派遣など、展示会運営を支援する企業が存在し、また、大規模なものでは数百社以上に及ぶ展示会出展者や数万人の来場者が関わることである。これら展示会に関わるすべての関係者が一丸となり、感染防止に取り組んで初めて効果的な感染防止が成り立つが、これら関係者全員に展示会という時間的にも短い会期中で感染対策を周知徹底させることは簡単ではない。出展者を含む多くの関係者が本ガイドラインに従い徹底した対策を講じることができるよう、注意喚起することが重要である。

もう1つの特徴として、BtoBの展示会は商談や購買、視察といったビジネス活動が目的であることから、大量の飛沫を伴う大声での会話・発声や激しい運動を伴うことはなく、数万人以上が集う場でありながら展示ホール内は比較的静かであることが多く、開催期間中は開場時刻から閉場時刻の間に来場者が展示ホールの出入りを含め広い会場内を自由に動き回るため一定の場所に留まり密集するような場面が少ない点が挙げられる。また、特にBtoBの商談展示会では来場者が個別に登録して来場する習慣があるので、展示会に来場した個人を特定することは可能である場合が多い。こうしたこともあり、ドイツでは「1000人以上が集まる大規模イベントは8月末まで開催禁止」されているが、来場者数が1000人を大きく上回るものも多いにも関わらず、展示会は、この禁止対象から外されており、州政府の判断で感染防止策の徹底の上で開催できるようになっている。

4 展示会における感染リスク評価

展示会は搬入出時にはブースの施工や商品陳列などがあり、一度に多くの人々が作業を行うこともある。一般的に展示会来場者の居住地域の割合は、会場のある都市とその周辺地域からの来場が80%以上であることが多い。展示の規模が大きくなれば遠隔地からの来場や海外からの来場が多くなる傾向がある。来場者は、展示会滞在中会場内を自由に動き回り出展者と商談を行うが、大声での会話・発声や、体を激しく動かすようなことはなく、立ったまま或いは着席しての商談又は展示会の中で開催されるセミナーなどの聴講といった静的な傾向が強い活動が主である。

その上で、主たる感染リスクが生じる場面としては以下のようなものが想定される。関係者はこうした具体的場面を想定して感染防止策をとることが求められる。

- －搬入出時：ブース施工時・商品陳列時の会話による飛沫感染や共有工具や備品などからの接触感染
- －会期中来場者受付時：待機列での飛沫感染・来場受付手続き時の会話による飛沫感染及び接触感染
- －展示ホール内視察時：共用部の手すり・設備・エレベーターのボタン・エスカレーターの手すり、トイレ使用時等に便器やドアノブなどでの接触感染
- －ブースでの商談時：会話による飛沫感染・テーブルや椅子、商品に触れることによる接触感染
- －飲食店・売店・休憩所：会計時の会話による飛沫感染・テーブルや椅子での接触感染

5 展示会の上限人数

展示会の上限人数は、開催時間中に主催者が入館者及び退館者の数を常時管理できる仕組みをとっている場合は最大同時入館者とし、そのような仕組みを取り入れていない展示会は1日の来場者総数とする。

6 共通で行うべき対策(主として、主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業)

－自社及び外注先のスタッフには毎朝体温と体調の確認を行い、37.5度以上の発熱がある場合や体調がすぐれない場合には会場に来ないように徹底

－自社及び外注先のスタッフが、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には、自宅に待機するよう周知・要請

－感染疑い発生時マニュアルの作成について、関係者が協力して対策についての役割分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成し関係者共有し周知徹底

－関係者の従業員(来館者を含む)にマスクの常時着用と、入口・施設内での手洗いや手指消毒の励行を周知徹底するとともに、出展者及び来場者に対しても同様の対策を行うよう依頼

－人との接触をなるべく避け、待機列、商談、セミナー等での対人距離を最低1m(できるだけ2mを目安に)確保

－展示会施設、ブース、セミナー室などの施設の換気

－展示会場内のブース、セミナー室などの高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンやエスカレーターの取手など)の特定と消毒・清掃。特に、多くの人々が共用する商談スペースやセミナー室等については、毎日の開始前及び終了後の清拭消毒や換気の徹底に加え、1回の使用毎にテーブル・椅子の背もたれや出入口ドアノブなどの高頻度接触部位の消毒・清掃。使用者に対しても、使用後の消毒を行うよう依頼

－飲食店や売店、休憩所、ラウンジなどにおいて、換気の徹底、真正面での座席配置を避け、テーブルや椅子の間隔は最低1m(できるだけ2mを目安に)あけ、定期的に消毒・清掃

－利用目的、場所の密閉度を考量し、関係者が適切な身体的距離(できるだけ2m(最低1m))を確保するため、施設或いはブース等において、入場制限等を含む適切な対応を検討・実施

－ユニホームや制服を着用する場合はこまめに洗濯

－展示会は多岐に亘る業種の会社により構成される。各社では本展示会業界のガイドラインだけでなく、夫々の業界のガイドライン確認と適切な対応の検討・実施

7 主催者が行うべき対策

●計画時

- －展示会全体の計画をする際には、感染防止の観点から、出展者や来場者が密になりにくいレイアウトプランの立案
- －展示ホール内最低通路幅は展示会の通路幅として多くの展示会で設定されている3メートルまたはそれ以上を推奨。会場側と調整することで、消防法を順守し、会場の使用面積、予定来場者数などの点から密にならないようなレイアウトプランの立案。また来場者が密を避けることができるよう、抜け道や退避可能な広場を設置する等の工夫
- －出展者ブースの施工ルールは、高さ4mを超える構造や2階建て構造など現場で作業に負担のかかるデザインは極力避けるよう設定、施工時間短縮と施工人員削減による安全な作業環境の確保
- －出展及び来場誘致活動にあつては、特定警戒都道府県に向けた周知活動の自粛。海外からの参加については、入国やビザの発給制限がある国からの参加、感染した場合重症化リスクが高い高齢者や持病のある方の参加は断るなど、政府や自治体の方針や指示に従い計画し、感染状況により参加を自粛してもらうなど安全を重視したルール作り、対応の検討・実施
- －感染リスクのある付帯イベント(開会式、出展者パーティー・懇親会など)は感染状況を見ながら必要に応じた人数制限や自粛
- －受付待ち行列が予想される場所における間隔目印は床面に最低1m毎(できるだけ2mを目安に)に目印・デザインを施工
- －受付・インフォメーション等の飛沫感染防止・接触感染防止施工についてアクリル板などの設置またはそれに準ずる感染防止策の実施
- －すべての期間を通じ来館者全員にマスク着用を周知
- －展示会の計画時から、開催地域の感染状況を踏まえ、会場管理・運営者や会場が所在する都道府県と調整し、当該要請等を踏まえ適切に対応

●準備時(出展・来場誘致時)

- －出展マニュアルにブースで飛沫感染や接触感染が起こらないよう、説明員のマスク着用を徹底するほか、人と人の距離を確保できない場合などで必要な場合は商談テーブルなどにアクリル板やビニールカーテンなどの感染防止策を取る旨を記載
- －展示会案内WEBにて展示会来場の際にはマスク着用義務や検温がある旨を告知。事前登録時には個人情報登録する展示会では個人情報登録が必要であること、入館時の検温とマスク着用、及び感染者発生時には感染経路特定等の理由により最低限必要となる個人情報を政府機関・自治体の要請により開示することがある旨明示。可能であれば承諾をクリックしてから登録に進むようにするなどシステム変更し徹底を図る
- －来場者にはWEBでの来場事前登録システムを活用し、予定来場者数を事前に把握し準備。展示会への入場料や参加料が必要となる場合は、可能な限り事前決済となるよう準備。当日支払うことになる場合は、キャッシュレス決済の導入を検討
- －感染疑い者発生時マニュアルの作成について、会場管理・運営者と協力し対策についての役割分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成し関係者に共有し周知徹底
- －会場でサーモグラフィ等の機器を準備し来館者を入館時に検温できる仕組みづくりの検討
- －展示ホール入口に消毒液を設置し来館者に手指の消毒を義務付ける。また、展示ホール内に仮設で休憩所・ラウンジなどを設置する場合、ベンチのみなどの簡易な休憩所を除き、各テーブルに消毒液を設置するよう努める

●搬入時

- －マスク着用チェック: 自社・施工関係・運送会社など全入館者のマスク着用を目視確認し、未着用者への着用依頼の実施
- －展示ホール内空気循環のため搬入出口の常時開放の徹底
- －施工中の密防止について、必要に応じ館内アナウンスの繰り返し実施
- －来館者向けに館内共用部へのサイン設置: マスク着用・手洗い・手指消毒の励行等呼びかけ
- －展示ホール入口などにアルコール消毒液を設置し施工者に手洗いと手指の消毒を励行

●会期中

- －来場受付待機列管理: 床面シール等貼付により待機列で人がスペース(最低1m、できれば2m)を目安に)をあけて並ぶように工夫
- －全来場者の登録情報(個人情報)を取得し感染発生時に備えることを推奨
- －来場者にマスク着用・手洗い励行などのサイン表示を入口付近に設置する
- －展示ホール入口及び主催者がホール内に設置した休憩所・ラウンジなどにアルコール消毒液を設置し来館者に入館時の手指消毒の徹底及びホール内滞在中の頻繁な手洗いと手指消毒を励行。定期的な見回りによる残量確認と補充及びテーブル・椅子などの清拭消毒
- －入館者全員に対しマスク着用の目視確認と未着用者にマスク着用依頼の実施
- －サーモグラフィー等を機器により入館者に対する検温の実施
- －入館時の検温で 37.5 度以上の発熱があることが分かった場合、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合に入館を断る際には感染疑い時対応マニュアルに記載した手順にて対応し、感染相談センターの電話番号や管轄保健所連絡先を記載した書面を渡すなど対応
- －万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いにも十分注意しながら、来場者の名簿を適正に管理する。なお、来場者を含む関係者の名簿はできるだけ長く(最低 3 週間以上)保管すること。
- －展示ホール内空気循環のため、運営・安全面での支障がない範囲で搬入出口シャッターを 50 cm 程度開放しておく
- －来場者の事前登録促進等により会場受付での受付時手作業の削減を工夫
- －入館者数を常時確認し混雑したら入館制限の実施
- －密注意アナウンスの実施: 繰り返し行い注意喚起
- －当日、入場料や参加料などの支払いが発生する場合は可能な限りキャッシュレス決済を導入

●搬出時

- －閉館時間になったら速やかに来場者を退館させ搬出を開始
- －搬出時に入館者がマスク着用するようアナウンスし館内モニターを継続
- －搬出時も展示ホール入口などに消毒液を設置し手洗いと手指の消毒を励行

●セミナー・シンポジウム・式典等

- －登壇者・司会者の演台に飛沫防止のシールドを設置、または登壇者と聴講最前列の距離は飛沫到達距離である 2m 程度空けることを推奨
- －聴講者間距離が最低 1m (できるだけ 2m を目安に)確保できるように、座席を設置。利用目的、場所の密閉度を考量し適切な身体的距離を保つ
- －セミナーなどは、ドアの開放、オープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、中継会場など来場者を分散させるなどの工夫に努める。登壇者が使用するマイクや共用するパソコンやポインター等の備品は毎回消毒を行うよう徹底
- －感染防止のため、聴講者には自らが使用する筆記用具、水などは各自用意するよう事前に周知

8 会場管理・運営者が行うべき対策

●会期前

- －使用者である主催者の感染防止策に対する十分なサポート
- －来館者全員にマスク着用と頻繁な手洗い、手指の消毒の励行を求めるサイン・貼り紙等の設置
- －密閉型の喫煙所は使用禁止とし、屋外の風通しの良い喫煙所のみを使用可能とする。壁面には密な状態にならないよう注意すること等の注意事項の貼り紙を貼付
- －共用部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所などでは石鹼または消毒液を常備。ハンドドライヤーは使用中止にしておく。洋式トイレではふたをした後流すよう貼り紙を貼付
- －感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整備
- －感染疑い者発生時マニュアルの作成について、主催者と協力して対策についての役割分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成し関係者に共有し周知徹底
- －主催者の展示ホール内空調使用予定について確認し必要に応じ空調を手配するよう依頼
- －展示会や展示ホール毎に展示会の上限人数を主催者と調整の上設定し把握しておく。当該展示会の上限人数については、「移行期間における都道府県の対応について」(令和2年5月25日事務連絡)におけるイベント開催制限の段階的緩和の目安に沿って検討
- －館内共用部の窓を原則すべて開放し館内の換気に努める
- －サーモグラフィーまたは非接触型体温計等の機器の導入と主催者への貸し出しの検討

●搬入時

- －空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共用部の換気を実施
- －館内共用部の不特定多数が共有する設備や物品、ドアノブなど手が触れる場所、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなど)についての頻繁な消毒と清掃
- －会場共用部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所の石鹼または消毒液の確認と補充
- －展示ホール内空調(送風)の常時稼働を主催者に推奨

●会期中

- －空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共用部の換気を実施
- －館内共用部の不特定多数が共有する設備や物品、ドアノブなど手が触れる場所、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなど)についての定期的な消毒と清掃
- －会場共用部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所の石鹼または消毒液の確認と補充
- －展示ホール内空調(送風)の常時稼働を主催者に推奨
- －展示会計画段階で主催者と設定した展示ホールの最大入館者数に達するほど混雑した場合には、主催者と状況を確認し、必要に応じ入場制限をするよう主催者に依頼

9 支援企業が行うべき対策

ブース施工・備品レンタル・電気配線など展示装飾関連施工会社が行うべき対策

- －施工会社は出展者ブース等をデザインする際は、密を避けるデザインとなるよう配慮し、現場施工の負担が大きくなるようなデザインも避けるよう心掛ける
- －施工関係者用ストックなど共用スペースを設置する場合はそれらの手が触れるドア・ドアノブ・棚などについて使用期間中の消毒と清掃の手配
- －自社及び外注先スタッフの業務でどの仕事にどのレベルの防護具が必要かを確認(マスクは全員着用)
- －自社及び外注先スタッフのマスク等の手配
- －自社及び外注先の来館予定者管理: 自社及び外注先スタッフの名簿作成と施工日・担当エリア・実際の勤務時間等できるかぎり詳細に管理
- －共有する工具・台車などについての消毒・清掃の実施
- －仮設の共有ストックなど支援企業が共同または単独で使用する場所や設備の消毒
- －顧客(主催者・出展者)が発注した設備・備品などについての納品時消毒の実施
- －閉幕直後に出展者の搬出時間帯が設置されている場合は出展者の搬出が終わるまでは入館しない

飲食店・売店・休憩所・ラウンジにて行うべき対策

◎展示会場常設の飲食店・売店の他にホール内に主催者が仮設で飲食の売店やラウンジを用意することがある。仮設を担当するのは会場以外の飲食店やキッチンカーが多いが、通常手洗い場の設置などについて保健所に申請し承認を受けている。

- －売店やレストランなどは夫々の業界のガイドラインも参照し準備
- －テーブルや椅子を用意する場合は真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーティション(アクリル板等)を設けるなど工夫し、客同士の間隔が最低 1m(できるだけ 2m を目安に)程度あけるよう配慮して配置
- －テーブルや椅子については運営会社が頻繁にアルコール消毒液などを使い消毒を実施
- －飲食や売店等のない、テーブルや椅子などを設置しただけの休憩所の場合には、主催者が清掃会社を手配しテーブルや椅子の背もたれなど高頻度接触部分を消毒
- －食器は可能な限りディスプレイとし、お盆やトレイを再利用する場合には、洗浄または消毒を実施
- －可能であれば各テーブルまたは場所を設け来客用に消毒液を設置
- －販売・調理スタッフのマスク等の着用と頻繁な手洗い・手指の消毒実施を徹底
- －設置が可能であれば、販売スタッフと客の間にビニールカーテンなどの遮蔽物を設置
- －飲食店や売店などはキャッシュレスによる決済をできる限り推奨

清掃会社が行うべき対策

◎清掃については展示場共用部については展示会場手配の清掃会社が、展示ホール内の清掃は一部恒久設備を除き主催者手配の清掃会社が夫々担当することが多く、会場内における役割分担は明確化されている。

- －清掃スタッフはマスク等の着用を徹底。なお、手袋を着用する場合には適切に交換を実施
- －マスクや手袋を脱いだら石鹸と流水での手洗いまたは消毒液による手指消毒を実施
- －試食などウイルスが付着したものが含まれる可能性のある廃棄物を出す見込みのある出展者に予め連絡し、廃棄物処理方法の助言や、予想される量について把握
- －マスクなどウイルスが付着した可能性のあるものが捨てられている場合、ゴミの回収は清掃トングの使用を徹底

派遣スタッフ会社・警備会社が行うべき対策

- ◎一般的に展示会場の受付や来場案内のスタッフは主催者がスタッフ会社に発注することが多い
 - －受付など対面業務を行うものはマスクを着用させる
 - －休憩前後など頻繁に手洗いと手指の消毒をするよう徹底

10 出展者に促すべき対策

●計画時

- －顧客を招待する際に会場での検温があること、マスク着用が必須であることなど注意事項周知
- －事前アポ取りの促進による商談の効率化とブースでの密の防止

●出展準備時

- －ブースデザインにあたり、密を発生させるリスクを抑えるよう通常よりスペースに余裕を確保
- －商談エリアで来場者と対面となるレイアウトの場合には、双方のマスク着用を徹底しつつ、必要に応じて飛沫感染防止のためのアクリル板やビニールカーテン等の遮蔽物を設置
- －自社ブースに説明員等で参加する自社スタッフ及び外注先の日別名簿を作成
- －自社ブースで使用するマスクや消毒液を用意
- －説明員として参加するスタッフの業務に必要な防護具(マスク、フェイスシールド等)を検討し、手配する
- －食品関係等の展示会で試食などを行う場合は、通常の保健所への申請に加え、試食担当者がマスクと手袋を着用し食器は使い捨てのものを利用し、ゴミは袋を必ず密閉した上で廃棄するなど感染防止策を徹底。また、試食時に来場者はマスクをずらすため、試食担当者は飛沫感染を防ぐためフェイスシールドの着用を推奨
- －可能であれば各社が日別の来場予定顧客名簿を含む商談予定表を作成し管理するよう努める
- －商品パンフレットや会社案内などの資料はデジタル化などの検討を行う
- －出展品等の接触感染防止のため、出展製品等の頻繁な消毒または来場者が展示物に触れにくいような工夫をする

●搬入時及び搬出時

- －マスク着用と頻繁な手洗い、手指消毒をするよう徹底
- －自社ブース搬入開始前には特にドアノブや棚・テーブル・椅子の背もたれなどを清拭消毒
- －自社ブースで出たゴミは極力持ち帰るよう手配
- －マスクやフェイスシールド、手袋などウイルスが付着している可能性があるものは、主催者または会場と調整し、ビニール袋などに入れた上で必ず密閉し清掃会社に依頼し廃棄または主催者指定の場所に廃棄
- －自社ブース搬入完了時にブース内の共有物品や人の手が触れるものを清拭消毒

11 ●会期中

- －スタッフ全員のマスク着用の徹底と、商談や説明時なども含め大声で会話や呼び込みを控える
- －自社ブースに説明等で参加した自社スタッフ及び外注先の日別名簿の確認
- －展示会場での商談は、極力事前に日時調整し後日 WEB 会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施
- －自社ブース内の高頻度接触部位(出展製品、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すりなど)を、各社にて責任をもって毎日複数回清拭。商談に使用するテーブル・椅子や製品などは商談毎に消毒
- －自社ブースの来客状況によりデモンストレーションや商談時間を柔軟に調整し、密な状況を作り出さないよう可能な限り配慮する
- －商談ブース利用の日別の名簿を作成し、管理するよう努める
- －外出や商談後にスタッフの手指の消毒を徹底
- －閉館時間になったら速やかに商談を終えて来場者に退館を促す

12 来場者に促すべき対策

- －商談希望の出展者との商談日時は極力事前に調整
- －展示会場での商談は、極力事前に日時調整し後日 WEB 会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施
- －当日の検温と体調の確認をし、発熱や体調不良があれば来場を自粛
- －会場ではマスクの着用と頻繁な手洗い・消毒を実施し、密になり得る状況での長時間の商談は避ける
- －出展製品などに触れた場合はこまめに手指を消毒
- －商談時に大声で話すことは避け、出展者とも最低1m(できるだけ2mを目安に)確保するよう努める
- －商談や訪問したブースについては可能な限り日時・相手先担当者等について記録

13 おわりに

上記感染防止策を行うとともに、新型コロナウイルスにおける新しい生活様式に合った展示会を構築するため、関係者一丸となって、これまでにない取組を進める等の創意工夫を図りつつ、感染拡大防止と展示会業の振興に努める。

以 上